

令和 6 年

第 3 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町

令和6年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発委第5号	おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について	3
発委第6号	おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について	6
発委第7号	おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の 制定について	10
	以下余白	

発委第5号

おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例を、おいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年9月5日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴う標準町村議会委員会条例の一部の改正に鑑み、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直し等を行うため提案するものです。

おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例

おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「会の委員（以下「特別委員」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条中第2項を削り、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第13条の2第1項中「、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは」を「、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは」に、「で委員会」を「を活用して委員会」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第13条の2第2項中「開く委員会において、オンラインによる方法で」を「委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって」に、「に届け出なければ」を「の許可を得なければ」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「での委員会等」を「を活用した委員会」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処

理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第37号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「第13条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた」を「第13条の2第2項の規定により委員長から許可を得た」に改める。

発委第6号

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則について

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則を、おいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年9月5日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴う標準町村議会会議規則の一部の改正に鑑み、議会に係る手続についてオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため提案するものです。

おいらせ町議会会議規則の一部を改正する規則

おいらせ町議会会議規則（平成１８年おいらせ町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第３２条に次の１項を加える。

４ 投票の効力に係る法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第８５条中「第３２条」の次に「第１項から第３項まで」に改める。

第１１章中第１０１条の次に次の１条を加える。

（資格決定の通知）

第１０１条の２ 法第１２７条第３項の規定により準用される法第１１８条第６項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１０３条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第１２８条を第１２９条とし、第１９章中同条の前に次の２条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第１２８条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第１項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第６項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第４項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

２ 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使

用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条第1項及び第92条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の2 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用さ

れる場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行わた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第 7 号

おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定
について

おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を、おいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

おいらせ町議会会議規則（平成 18 年おいらせ町議会規則第 1 号）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるため提案するものです。

おいらせ町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町議会会議規則（平成18年おいらせ町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第128条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第128条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第128条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第128条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第128条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第128条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第128条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第128条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第128条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする

措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。
（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第11条 会議規則第128条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合
（電磁的記録による作成等）

第12条 議会等は、会議規則第128条の2第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。
（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第128条及び第128条の2の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第128条及び第128条の2の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この訓令に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

令和6年 第3回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について 発委第5号関係 (1) おいらせ町議会委員会条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	17
2	発委第6号関係 おいらせ町議会会議規則 新旧対照表 (抜粋)	21

発委第5号関係

おいらせ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町議会委員会条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(特別委員会の設置) 第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。 <u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> (委員の選任) 第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> <u>2</u> 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 <u>3</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前に行うことができる。 <u>4</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議	(特別委員会の設置) 第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 2 特別委員<u>会の委員(以下「特別委員」という。)</u>の定数は、議会の議決で定める。 (委員の選任) 第7条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 <u>2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u> <u>3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> <u>4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> <u>5</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前に行うことができる。 <u>6</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議

改 正 案	現 行
長が変更することができる。 <u>5</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。 (委員会開会の特例) 第13条の2 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは</u>、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）<u>を活用して委員会</u>を開くことができる。 <u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 2 前項の規定により <u>委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって</u>出席を希望する委員は、あらかじめ委員長<u>の許可を得なければならない</u>。 <u>3</u> オンラインによる方法<u>を活用した委員会</u>の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第18条 委員会 <u>(第13条の2第1項の規定</u>	長が変更することができる。 <u>7</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。 (委員会開会の特例) 第13条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは</u>、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）<u>で委員会</u>を開くことができる。<u>ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りではない。</u> 2 前項の規定により <u>開く委員会において、オンラインによる方法で</u>出席を希望する委員は、あらかじめ委員長<u>に届け出なければなら</u>ない。 <u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u> <u>4</u> オンラインによる方法<u>での委員会等</u>の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第18条 委員会は、その議決で秘密会とする

改 正 案	現 行
<u>により開会するものを除く。)</u>は、その議決で秘密会とすることができる。 2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (代理人又は文書<u>等</u>による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 略 (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。 2 略 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に</u>	ことができる。 2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 2 略 (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。 2 略

改 正 案	現 行
<u>よる記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 略 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。ただし、おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号）<u>第13条の2第2項の規定により委員長から許可を得た</u>ときは支給しない。	(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 略 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。ただし、おいらせ町議会委員会条例（平成18年おいらせ町条例第154号）<u>第13条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた</u>ときは支給しない。

発委第6号関係

おいらせ町議会会議規則 新旧対照表(抜粋)

改正案	現 行
(会議時間) 第9条 略 2 議長は、必要があると<u>認める場合は、会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (開票及び投票の効力) 第32条 略 2・3 略 <u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条<u>第1項から第3項まで</u>、第33条第1項、第34条及び第35条の規定を準用する。 (資格決定の通知)	(会議時間) 第9条 略 2 議長は、必要があると<u>認めるときは</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3</u> 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (開票及び投票の効力) 第32条 略 2・3 略 (選挙規定の準用) 第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条第1項、第34条及び第35条の規定を準用する。

改 正 案	現 行
<u>第101条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて</u>は、この限りでない。 <u>(電子情報処理組織による通知等)</u> <u>第128条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されてい</u>	(携帯品) 第103条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たとき</u>は、この限りでない。

改 正 案	現 行
<u>るものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u> <u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条、第91条第1項及び第92条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う</u>	

改 正 案	現 行
<u>通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第128条の2 この規則の規定（第29条第1項（第85条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u>	

改 正 案	現 行
<u>2 前項の電磁的記録により行わた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> (会議規則の疑義) <u>第129条</u> 略	(会議規則の疑義) <u>第128条</u> 略